

コンサルタント等契約(業務実施単独型)(2022年1月26日)

注1) これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。あらかじめご承知おきください。新型コロナウイルス感染拡大の影響による渡航制限措置等により、履行期間や現地業務期間に変更が生じる場合があります。

注2) プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご注意ください。また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3) 公示日(予定)の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日(予定)にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4) コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報>お知らせ」を適宜ご確認ください。(https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html)

★	調達管理番号	21a01105000000	調達件名	インドネシア国パティンバン港運営管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)		
公示日(予定)	2022年2月9日	担当部課	社会基盤部運輸交通グループ	業務種別	業務実施契約(単独型) - 調査団参团	
履行期間(予定)	2022年4月4日 ~ 2022年6月30日	選定方法	企画競争			
業 務 内 容	<p>【背景】インドネシアにおいては、近年の堅調な経済成長に伴い、特にジャカルタ首都圏において物流の取扱量が増加しているが、港湾セクターではその傾向が顕著である。上記問題に対応しジャカルタ首都圏港湾能力のより抜本的な改善に向け、インドネシア政府は「パティンバン港開発事業」を日本政府に要請し(2017年11月第一期LA調印)、現在建設が進められており、既に部分開業している。</p> <p>パティンバン港の港湾管理は、2018年6月に公布された運輸省令(2018年No.76)にて運輸省内に設立されたKSOP(Patimban Port Authority)が行うこととなっている。同国のタンジュン・プリオク港などの主要な商業港においても、同様にPort Authorityが設置され管理されているものの、実態としては同国の国営港湾運営企業(PELINDO)が港湾管理を実施しており、同省内の港湾管理組織にノウハウが蓄積されているとは言い難い。しかしながら、パティンバン港ではPELINDOは参画しないため、港湾管理ノウハウが蓄積されていないKSOPによりパティンバン港の港湾管理が実施されている。</p> <p>パティンバン港では同企業は参画しないため、同港が国際競争力のある港湾として運営されるためにはKSOPの港湾管理体制強化が必要である。</p> <p>【目的】本詳細計画策定調査は、上記プロジェクトの計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、相手国関係機関とプロジェクト内容を確認・協議し、合意文書署名・交換を行うとともに事前評価を実施するものである。</p> <p>【活動内容】本業務従事者は、本調査の団員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、同調査を実施するJICA職員等と協議・調整しつつ、事前評価や先方政府との合意文書に必要なデータ、情報を収集・整理・分析し、プロジェクトの全体構成を検討する。</p>			留 意 事 項	<p>【業務担当分野】評価分析</p> <p>【人月合計】1.3人月(現地0.7人月、国内0.6人月)</p> <p>【現地業務期間】2022年5月10日~5月30日(現地隔離期間7日間を含む)を予定</p> <p>【渡航回数】1回</p> <p>【特記事項】 新型コロナの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し、遠隔調査に変更する。</p>	

コンサルタント等契約(業務実施単独型)(2022年1月26日)

注1) これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。あらかじめご承知おきください。新型コロナウイルス感染拡大の影響による渡航制限措置等により、履行期間や現地業務期間に変更が生じる場合があります。

注2) プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご注意ください。また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3) 公示日(予定)の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日(予定)にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4) コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報>お知らせ」を適宜ご確認ください。(https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html)

★	調達管理番号	21a01106000000	調達件名	インドネシア国パティンバン港運営管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(港湾管理)		
公示日(予定)	2022年2月9日	担当部課	社会基盤部運輸交通グループ	業務種別	業務実施契約(単独型) - 調査団参团	
履行期間(予定)	2022年4月4日 ~ 2022年6月30日	選定方法	企画競争			
業 務 内 容	<p>【背景】インドネシアにおいては、近年の堅調な経済成長に伴い、特にジャカルタ首都圏において物流の取扱量が増加しているが、港湾セクターではその傾向が顕著である。上記問題に対応しジャカルタ首都圏港湾能力のより抜本的な改善に向け、インドネシア政府は「パティンバン港開発事業」を日本政府に要請し(2017年11月第一期LA調印)、現在建設が進められており、既に部分開業している。</p> <p>パティンバン港の港湾管理は、2018年6月に公布された運輸省令(2018年No.76)にて運輸省内に設立されたKSOP(Patimban Port Authority)が行うこととなっている。同国のタンジュン・プリオク港などの主要な商業港においても、同様にPort Authorityが設置され管理されているものの、実態としては同国の国営港湾運営企業(PELINDO)が港湾管理を実施しており、同省内の港湾管理組織にノウハウが蓄積されているとは言い難い。しかしながら、パティンバン港ではPELINDOは参画しないため、港湾管理ノウハウが蓄積されていないKSOPによりパティンバン港の港湾管理が実施されている。</p> <p>パティンバン港では同企業は参画しないため、同港が国際競争力のある港湾として運営されるためにはKSOPの港湾管理体制強化が必要である。</p> <p>【目的】本詳細計画策定調査は、上記プロジェクトの計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、相手国関係機関とプロジェクト内容を確認・協議し、合意文書署名・交換を行うとともに事前評価を実施するものである。</p> <p>【活動内容】本業務従事者は、本調査の団員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、同調査を実施するJICA職員等と協議・調整しつつ、事前評価や先方政府との合意文書に必要なデータ、情報を収集・整理・分析し、プロジェクトの全体構成を検討する。</p>			留 意 事 項	<p>【業務担当分野】港湾管理</p> <p>【人月合計】1.2人月(現地0.7人月、国内0.5人月)</p> <p>【現地業務期間】2022年5月10日~5月30日(現地隔離期間7日間を含む)を予定</p> <p>【渡航回数】1回</p> <p>【特記事項】 新型コロナの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し、遠隔調査に変更する。</p>	

コンサルタント等契約(業務実施単独型)(2022年1月26日)

注1) これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。あらかじめご承知おきください。新型コロナウイルス感染拡大の影響による渡航制限措置等により、履行期間や現地業務期間に変更が生じる場合があります。

注2) プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご注意ください。また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3) 公示日(予定)の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日(予定)にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4) コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報>お知らせ」を適宜ご確認ください。(https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html)

★	調達管理番号	21a01107000000	調達件名	インドネシア国パティンバン港運営管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査(バックアップエリア開発)		
公示日(予定)		2022年2月9日	担当部課	社会基盤部運輸交通グループ	業務種別	業務実施契約(単独型) - 調査団参团
履行期間(予定)		2022年4月4日 ~ 2022年6月30日	選定方法	企画競争		
業 務 内 容	<p>【背景】インドネシアにおいては、近年の堅調な経済成長に伴い、特にジャカルタ首都圏において物流の取扱量が増加しているが、港湾セクターではその傾向が顕著である。上記問題に対応しジャカルタ首都圏港湾能力のより抜本的な改善に向け、インドネシア政府は「パティンバン港開発事業」を日本政府に要請し(2017年11月第一期LA調印)、現在建設が進められており、既に部分開業している。</p> <p>パティンバン港の港湾管理は、2018年6月に公布された運輸省令(2018年No.76)にて運輸省内に設立されたKSOP(Patimban Port Authority)が行うこととなっている。同国のタンジュン・プリオク港などの主要な商業港においても、同様にPort Authorityが設置され管理されているものの、実態としては同国の国営港湾運営企業(PELINDO)が港湾管理を実施しており、同省内の港湾管理組織にノウハウが蓄積されているとは言い難い。しかしながら、パティンバン港ではPELINDOは参画しないため、港湾管理ノウハウが蓄積されていないKSOPによりパティンバン港の港湾管理が実施されている。</p> <p>パティンバン港では同企業は参画しないため、同港が国際競争力のある港湾として運営されるためにはKSOPの港湾管理体制強化が必要である。</p> <p>【目的】本詳細計画策定調査は、上記プロジェクトの計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、相手国関係機関とプロジェクト内容を確認・協議し、合意文書署名・交換を行うとともに事前評価を実施するものである。</p> <p>【活動内容】本業務従事者は、本調査の団員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、同調査を実施するJICA職員等と協議・調整しつつ、事前評価や先方政府との合意文書に必要なデータ、情報を収集・整理・分析し、プロジェクトの全体構成を検討する。</p>			留 意 事 項	<p>【業務担当分野】バックアップエリア開発</p> <p>【人月合計】1.2人月(現地0.7人月、国内0.5人月)</p> <p>【現地業務期間】2022年5月10日~5月30日(現地隔離期間7日間を含む)を予定</p> <p>【渡航回数】1回</p> <p>【特記事項】 新型コロナの流行その他の状況を踏まえ、現地渡航が不可となった場合は、現地人材を活用する等の代替案を検討し、遠隔調査に変更する。</p>	

コンサルタント等契約(業務実施単独型)(2022年1月26日)

注1) これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したものです。今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。あらかじめご承知おきください。新型コロナウイルス感染拡大の影響による渡航制限措置等により、履行期間や現地業務期間に変更が生じる場合があります。

注2) プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご注意ください。また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3) 公示日(予定)の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日(予定)にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4) コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報>お知らせ」を適宜ご確認下さい。(https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html)

	調達管理番号	21a01121000000	調達件名	全世界2021年度JICAボランティア事業調査(マラウイ・ガーナ)(評価分析)		
	公示日(予定)	2022年2月16日	担当部課	青年海外協力隊事務局海外業務第二課	業務種別	業務実施契約(単独型) - 調査・研究業務
	履行期間(予定)	2022年6月9日 ~ 2022年8月5日	選定方法	企画競争		
業 務 内 容	<p>【背景】 青年海外協力隊事務局では、JICAボランティア事業評価ガイドライン(以下「ガイドライン」)に基づき、事業評価を実施している。本契約では、ガイドラインが定める評価調査の一つである「現地調査」を実施するため、コンサルタント契約を結ぶ。</p> <p>【目的】 マラウイおよびガーナにおけるJICAボランティア事業の実績、成果を評価、確認するとともに、今後に向けて、同事業に対する提言、教訓を導くことを目的とする。なお、本現地調査は、ガイドラインが規定する評価の視点1「開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与」と視点2「異文化社会における相互理解の深化と共生」に対する評価を担う。</p> <p>【業務内容】 1. 国内準備の実施【2022年6月中旬～下旬】 2019・2020年度JICAボランティア事業現地調査時の調査方法を参考に、JICAボランティア事業評価ガイドライン(第一版)が定める視点1、2に沿った現地調査を実施するために必要な準備を行う。 2. 現地調査の実施【2022年6月下旬～7月下旬】 (1) マラウイ及びガーナ事務所との打合せを実施 (2) 現地調査の関係者に対し、ガイドラインおよび現地調査の概要資料などを用いて、現地調査の調査方法を説明 (3) 事前に配布したアンケート調査紙を回収し、同調査紙に基づいて現地調査の対象者にインタビューを実施し、その結果を評価グリッドとして取りまとめる (4) 評価グリッドに基づいて現地調査結果要約表(案)を作成 (5) 現地調査結果を機構ガーナ事務所及びマラウイ事務所に報告 3. 事業の評価【2022年7月下旬～8月上旬】 現地調査で収集した情報、データを分析し、ガイドラインが定める視点1、2から、対象国2カ国におけるJICAボランティア事業の評価を行い、現地調査報告書(案)(和文)を作成する。</p>				留 意 事 項	<p>【担当分野】 : 評価分析 【業務人月】 : 計1.95人月 国内準備 : 0.60人月 現地調査 : 1.00人月 国内整理 : 0.35人月</p> <p>【現地業務期間・渡航回数】 : 現地渡航期間は2022年6月下旬から7月下旬(予定) 渡航回数は1回(本邦出発後、2か国を回り、本邦到着)</p> <p>※プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。また、本調査は、契約予定時期の後ろ倒しや調査内容の変更の可能性もあります。</p>